

海岸保全施設整備事業（海岸耐震対策緊急事業）（継続）

【268（203）百万円】

対策のポイント

堤防・護岸の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を推進します。

（海岸保全施設等の現状）

- ・ 平成19年に発生した台風4号や新潟県中越沖地震などのように、近年甚大な自然災害が多発化しています。
- ・ 地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による破滅的な災害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっています。

政策目標

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等について防災・減災対策を実施

3.5万ha（H14年度） 2.2万ha（H19年度）まで減少

<内容>

ゼロメートル地帯等で地域中枢機能集積地区（背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）を有する海岸で、地方が作成する海岸耐震対策緊急事業計画に基づき各種対策を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 地方公共団体等
2. 補助率 1 / 2
3. 事業実施期間 平成19年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]